

連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書

連 事 年	結 業 年	・ ・	・ ・	法人名
-------------	-------------	--------	--------	-----

別表七の二付表二

令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金発生年度〔 〕				
連 結 法 人 名				
連結初年度における調整計算	連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等	内		円
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	2		
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(1)+(2)	3		
	特定連結子法人の欠損金額等	4		
	連結欠損金額とみなされるもの	5		
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(4)+(5)	6		
上記以外の上記の連結事業年度における調整計算	前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(前期の別表七の二付表一「20」又は「28」)	7	内	内
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	8	内	内
	被合併法人等となる連結子法人名	9		
	同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(当該連結子法人の(7))	10	内	円内
	同業年度の連結子法人の最終の連結欠損金額と繰越される金額の差(当該連結子法人の別表七(一)「4」)	11	内	
	同業年度の連結子法人の最終の連結欠損金額と繰越される金額の差(当該連結子法人の別表七(二)「26」又は別表七(三)「14」)	12	内	
	引 計	13	内	
	連結欠損金個別帰属額の加算額(8)+(13)	14	内	内
	離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(当該連結子法人の(7))	15	内	内
	連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額	16		
	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことにより認められる連結欠損金額	17	内	内
	欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額	18	内	内
	連結欠損金個別帰属額の減算額(15)+(16)+(17)+(18)	19	内	内
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(7)+(14)-(19)	20	内	内
連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額(3)若しくは(6)又は(20)	21	内	内	

【No.41】 最初連結事業年度の場合、連結親法人の繰越欠損金の額を連結欠損金額として1欄に記載していますか。
 【No.42】 1欄又は4欄の金額は、連結欠損金額とみなされるものですか。
 【No.43】 特定連結子法人の最初連結事業年度の開始の日(加入日)の属する連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始したその特定連結子法人の連結加入前の事業年度において生じた欠損金の額を、その加入日の属する連結事業年度に生じた連結欠損金額としていませんか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。
 【No.44】 組織再編成が行われた場合、7欄~20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていますか。